令和７年第２回教育委員会定例会日程

〔日時〕令和７年２月７日（金）午前９時３０分開会

〔場所〕市役所７階７０３会議室

第1　議案第4号　令和6年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算
要求について

第2　議案第5号　東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

第3　議案第6号　「東久留米市第3次教育振興基本計画　令和7年度事業計画」の
策定について

第4　議案第7号　物品の買い入れについて

第5　教育長報告

① 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の改定について

② 令和6年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等
調査」の結果について

第6　議案第8号　東久留米市立学校の校長及び副校長の人事の内申について

議案第４号

令和６年度東久留米市一般会計（教育費）３月補正予算要求について

上記の議案を提出する。

令和７年２月７日提出

東久留米市教育委員会
教育長　片柳　博文

（提案理由）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要がある。

議案第４号資料
令和７年２月７日
教育総務課

令和６年度一般会計（教育費）３月補正予算要求資料

総括表

【歳入予算】　　単位:千円

国庫支出金	▲2,490
都支出金	▲15,440
諸収入	0
計	▲17,930

【歳出予算】　　単位:千円

教育総務費	▲17,153
小学校費	▲59,852
中学校費	▲4,417
社会教育費	0
保健体育費	▲3,028
計	▲84,450

《歳入予算のみに関わるもの》

１　小学校教育振興事業（教育総務課）

◎歳入

14 国支出金　02 国庫支出金　05 教育費補助金　01 小学校費補助金　01 小学校費補助金

04 公立学校情報機器整備費補助金　▲1,486 千円

合計　▲1,486 千円

（理由）補助金の交付決定に伴い補助額に変更があったため、歳入予算を減額する。

２　中学校教育振興事業（教育総務課）

◎歳入

14 国支出金　02 国庫支出金　05 教育費補助金　01 中学校費補助金　01 中学校費補助金

04 公立学校情報機器整備費補助金　▲867 千円

合計　▲867 千円

（理由）補助金の交付決定に伴い補助額に変更があったため、歳入予算を減額する。

3　小学校特別支援学級支援事業（指導室）
◎歳入 15 都支出金　02 都補助金　07 教育費補助金　02 小学校費補助金　01 小学校費補助金 05 東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助事業補助金　▲1,041 千円 合計　▲1,041 千円
（理由）東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助事業について、交付決定を受けたため、歳入予算を減額する。

《歳入予算及び歳出予算に関わるもの》

1　医療的ケア児支援事業（学務課）
◎歳入 14 国庫支出金　02 国庫支出金　05 教育費補助金　01 小学校費補助金　01 小学校費補助金 06 医療的ケア児支援事業補助金　▲137 千円 合計　▲137 千円 ◎歳出 10 教育費　02 小学校費　03 学校保健衛生費　09 医療的ケア児支援事業　12 委託料 ▲409 千円 合計　▲409 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳入予算及び歳出予算を減額する。

2　学校マネジメント強化事業（指導室）
◎歳入 15 都支出金　02 都補助金　07 教育費補助金　01 教育総務費補助金　01 教育総務費補助金 03 学校マネジメント強化事業補助金　▲11,116 千円 合計　▲11,116 千円 ◎歳出 10 教育費　01 教育総務費　03 指導費　12 学校マネジメント強化事業　01 報酬　▲8,196 千円 10 教育費　01 教育総務費　03 指導費　12 学校マネジメント強化事業　03 職員手当等 ▲2,920 千円 合計　▲11,116 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳入予算及び歳出予算を減額する。

3　エデュケーション・アシスタント配置事業（指導室）
◎歳入 15 都支出金　02 都補助金　07 教育費補助金　01 教育総務費補助金　01 教育総務費補助金 04 エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金　▲3, 283 千円 合計　▲3, 283 千円 ◎歳出 10 教育費　01 教育総務費　03 指導費　15 エデュケーション・アシスタント配置支援事業 01 報酬　▲2, 404 千円 03 職員手当等　▲876 千円 08 旅費　▲3 千円 合計　▲3, 283 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳入予算及び歳出予算を減額する。

《歳出予算のみに関わるもの》

1　公共施設エネルギー管理事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　01 教育総務費　02 事務局費　07 公共施設エネルギー管理事業　12 委託料 ▲671 千円 合計▲671 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

2　小学校運営事務（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　01 学校管理費　01 小学校運営務費　10 需用費　▲19, 724 千円 合計▲19, 724 千円
（理由）令和６年１２月から令和７年３月使用料推計において不用額が見込まれるため、歳出予算を減額する。

3　小学校施設維持管理事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　01 学校管理費　02 小学校施設維持管理事務　12 委託料　▲2, 102 千円 10 教育費　02 小学校費　01 学校管理費　02 小学校施設維持管理事務　13 使用料及び賃借料 ▲469 千円 合計▲2, 571 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

4　小学校改修事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　05 学校建設費　01 小学校改修事業　12 委託料　▲20,448 千円 10 教育費　02 小学校費　05 学校建設費　01 小学校改修事業　13 使用料及び賃借料　▲880 千円 10 教育費　02 小学校費　05 学校建設費　01 小学校改修事業　14 工事請負　▲1,600 千円 合計▲22,928 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

5　中学校運営事務（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　03 中学校費　01 学校管理費　01 中学校運営務費　10 需用費　▲2,070 千円 合計▲2,070 千円
（理由）令和６年１２月から令和７年３月使用料推計において不用額が見込まれるため、歳出予算を減額する。

6　中学校施設維持管理事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　03 中学校費　01 学校管理費　02 中学校施設維持管理事務　12 委託料　▲1,414 千円 10 教育費　03 中学校費　01 学校管理費　02 中学校施設維持管理事務　13 使用料及び賃借料　▲629 千円 合計▲2,043 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

7　中学校改修事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　05 学校建設費　01 小学校改修事業　12 委託料　▲10,958 千円 10 教育費　02 小学校費　05 学校建設費　01 小学校改修事業　14 工事請負　▲595 千円 合計▲11,553 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

8　通学路防犯カメラ設置事業（学務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　01 学校管理費　04 通学路防犯カメラ設置事業　12 委託料　▲901 千円 合計▲901 千円
（理由）令和６年度より「通学路防犯カメラ設置事業に関する協定書」により、協定の締結相手方であるイオンディライト株式会社が通学路防犯カメラの保守点検費用を負担することとなったため、歳出予算を減額する。

９　小学校災害共済保険加入事業（学務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　03 学校保健衛生費　07 小学校災害共済保険加入事業 18 負担金、補助及び交付金　▲333 千円 合計▲333 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳出予算を減額する。

１０　小学校給食施設整備事業（学務課）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　04 学校給食費　05 小学校給食施設整備事業　17 備品購入費 ▲319 千円 合計▲319 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

１１　中学校定期健康診断事業（学務課）
◎歳出 10 教育費　03 中学校費　03 学校保健衛生費 03 中学校定期健康診断事業　12 委託料　▲304 千円 合計▲304 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳出予算を減額する。

１２　教職員健康診断事業（指導室）
◎歳出 10 教育費　01 教育総務費　03 指導費 10 教職員健康管理費　12 委託料　▲2,083 千円 合計▲2,083 千円
（理由）契約差金を生じたため、歳出予算を減額する。

１３　水泳活動支援事業（指導室）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　02 教育振興費 03 水泳活動支援事業　07 報償費　▲395 千円 合計▲395 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳出予算を減額する。

１４　小学校移動教室事（指導室）
◎歳出 10 教育費　02 小学校費　02 教育振興費 08 小学校移動教室事業　13 使用料及び賃借料▲379 千円 10 教育費　02 小学校費　02 教育振興費 08 小学校移動教室事業　18 負担金、補助及び交付金 ▲340 千円 合計▲719 千円
（理由）事業の実施状況より不用額が生じたため、歳出予算を減額する。

１５　体育施設維持管理事業（生涯学習課）
◎歳出 10 教育費　05 保健体育費　03 保健体育施設費　02 体育施設維持管理事業　13 使用料及び賃借料 ▲1,937 千円 合計▲1,937 千円
（理由）体育施設維持管理事業において、土地の賃貸借契約が確定し、契約差金が発生したため、歳出予算を減額する。

１６　体育施設維持管理事業（生涯学習課）
◎歳出 10 教育費　05 保健体育費　04 スポーツセンター費　01 スポーツセンター管理運営事業 13 使用料及び賃借料　▲1,091 千円 合計▲1,091 千円
（理由）スポーツセンター管理運営事業において、LED 照明の借り上げを今年度実施しないことが確定し、支出予定がなくなったため、歳出予算を減額する。

《債務負担行為に関わるもの》

１　教師用教科書等購入事業（指導室）
◎当該年度以降の支出額 令和 7 年度　26,295 千円　合計 26,295 千円
（理由）市立小・中学校教師用教科書および指導書の購入にかかる契約金額が 20,000 千円を超えるため、債務負担行為を設定する。

議案第５号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和７年２月７日提出

東久留米市教育委員会
教育長　片柳　博文

（提案理由）
「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるため。

東久留米市教育委員会規則第　　号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年２月７日

東久留米市教育委員会教育長　片柳　博文

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成１４年東久留米市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円
学校薬剤師の補償基礎額	7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第１の規定は、令和６年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表第１の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新規則の規定に基づく公務災害補償の内払いとみなす。

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

改正案

別表１（第４条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円
学校薬剤師の補償基礎額	7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円

現　　行

別表１（第４条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,194円	8,820円	11,481円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤師の補償基礎額	6,240円	7,260円	8,943円	10,443円	11,451円	11,844円

議案第６号

「東久留米市第３次教育振興基本計画 令和７年度事業計画」の
策定について

上記の議案を提出する。

令和７年２月７日提出

東久留米市教育委員会
教育長　片柳　博文

（提案理由）
令和６年度から令和１０年度までの５か年の計画期間である「東久留米市第３次教育振興基本計画」により市の教育行政を推進するため、単年度の事業計画を策定する必要がある。

教育委員会資料
令和７年２月７日
教育総務課

東久留米市
第３次
教育振興基本計画

令和７年度事業計画（案）

令和７年〇月

東久留米市教育委員会

議案第７号

物品の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和７年２月７日提出

東久留米市教育委員会
教育長　片柳　博文

（提案理由）

市立小・中学校教師用指導書および教科書の購入にかかる契約金額が20,000千円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第８号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条に基づき市議会の承認が必要である。

本件を令和７年第１回市議会定例会に付議するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に「・・・特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されていることから、教育委員会の意見を聞く必要がある。

教育委員会定例会資料
令和７年２月７日
指導室

令和７年度当初予算にかかる物品の買入れについて

1. 概要

令和７年度は中学校教科用図書の採択後初年度にあたるため、教師用指導書および教科書を購入する必要がある。また、小学校も同様に追加購入を予定している教師用指導書および教科書があるが、令和７年４月当初に購入予定の教師用指導書および教科書の予定価格が 20,000 千円以上となる想定である。

ついては、20,000 千円以上の物品の買入れは議会の議決に付さなければならないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき教育委員会に意見を聞くものである。

2. 議会の議決に付す根拠

・地方自治法第９６条第１項第８号
・議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第３条

3. 購入予定物品一覧

（単位:円）

校種	項目	予定価格(税込)	予算額	資料
中学校	指導書	14,276,900	15,704,590	別表1
	教科書	424,240	466,664	別表2
	デジタル教科書	4,620,000	5,082,000	別表4
小学校	指導書	2,831,400	3,114,540	別表3
	教科書	88,111	96,923	別表3
	デジタル教科書	1,663,200	1,829,520	別表4
	合計	**23,903,851**	**26,294,237**	

令和7年度　教師用指導書　購入予定一覧（中学校）

科目	発行者名	書名	使用学年	学校別　注文欄							
				久留米	東	西	南	大門	下里	中央	合計
国語	光村	中学校国語　学習指導書 1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	中学校国語　学習指導書 2	2	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	中学校国語　学習指導書 3	3	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	中学校国語　教師用指導書（朱書）1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	中学校国語　教師用指導書（朱書）2	2	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	中学校国語　教師用指導書（朱書）3	3	1	1	1	1	1	1	1	7
書写	光村	中学書写 学習指導書 一・二・三年	1	1	1	1	1	1	1	1	7
地理	東書	新編　新しい社会　地理　教師用指導書　セット	1	1	1	1	1	1	1	1	7
歴史	東書	新編　新しい社会　歴史　教師用指導書　セット	1	1	1	1	1	1	1	1	7
公民	教出	中学社会 公民 ともに生きる 教師用指導書〈セット〉	3	1	1	1	1	1	1	1	7
地図	帝国	中学校社会科地図　指導書　指導者用デ ジタル教科書（教材）クラウド版付き	1	0	1	1	0	0	1	0	3
地図	帝国	中学校社会科地図　指導書　書籍単体版	1	1	0	0	0	0	0	0	1
数学	学図	【指導者用デジタル教科書同梱版】中学校数学 1 教師用指導書	1	1	1	1	1	1	1	1	7
数学	学図	【指導者用デジタル教科書同梱版】中学校数学 2 教師用指導書	2	1	1	1	1	1	1	1	7
数学	学図	【指導者用デジタル教科書同梱版】中学校数学 3 教師用指導書	3	1	1	1	1	1	1	1	7
理科	大日本	理科の世界1　教師用指導書 教科書編（デジタル版）・指導者用デジ タル教科書　セット	1	1	1	1	1	1	1	1	7
理科	大日本	理科の世界2　教師用指導書 教科書編（デジタル版）・指導者用デジ タル教科書　セット	2	1	1	1	1	1	1	1	7
理科	大日本	理科の世界3　教師用指導書 教科書編（デジタル版）・指導者用デジ タル教科書　セット	3	1	1	1	1	1	1	1	7
音楽	教芸	中学生の音楽　1　指導書《フルセット》	1	1	1	1	1	1	1	1	7
音楽	教芸	中学生の音楽　2・3　上　指導書《フルセット》	2	1	1	1	1	1	1	1	7
音楽	教芸	中学生の音楽　2・3　下　指導書《フルセット》	2	1	1	1	1	1	1	1	7
器楽	教芸	中学生の器楽　指導書《フルセット》	1	1	1	1	1	1	1	1	7
美術	開隆堂	美術1　学習指導書	1	1	1	1	1	1	1	1	7
美術	開隆堂	美術2・3　学習指導書	2	1	1	1	1	1	1	1	7
保体	学研	新・中学保健体育の研究／セット	1	1	1	1	1	1	1	1	7
技術	開隆堂	技術・家庭　学習指導書　技術分野	1	1	1	1	1	1	1	1	7
家庭	教図	新 技術・家庭 技術分野 明日を創造する　教師用指導書セット	1	1	1	1	1	1	1	1	7

科目	発行者名	書名	使用学年	久留米	東	西	南	大門	下里	中央	合計
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 1 Teacher's Manual	1	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 2 Teacher's Manual	2	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 3 Teacher's Manual	3	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 1 Teacher's Book(朱書)	1	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 2 Teacher's Book(朱書)	2	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 3 Teacher's Book(朱書)	3	1	1	1	1	1	1	1	7
道徳	光村	中学道徳　学習指導書　1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
道徳	光村	中学道徳　学習指導書　2	2	1	1	1	1	1	1	1	7
道徳	光村	中学道徳　学習指導書　3	3	1	1	1	1	1	1	1	7
道徳	光村	中学道徳　学習指導書　1（朱書編）	1	1	1	1	1	1	1	1	7
道徳	光村	中学道徳　学習指導書　2（朱書編）	2	1	1	1	1	1	1	1	7
道徳	光村	中学道徳　学習指導書　3（朱書編）	3	1	1	1	1	1	1	1	7
											263

令和7年度　教師用教科書　購入予定一覧（中学校）

科目	発行者名	書名	使用学年	学校別　注文欄							
				久留米中	東中	西中	南中	大門中	下里中	中央中	合計
国語	光村	国語1	1	3	4	2	4	3	4	4	24
国語	光村	国語2	2	3	4	2	4	3	4	4	24
国語	光村	国語3	3	3	4	2	4	3	4	4	24
書写	光村	中学書写　一・二・三年	1	2	3	2	3	2	3	3	18
地理	東書	新編　新しい社会　地理	1	4	4	4	4	3	4	3	26
歴史	東書	新編　新しい社会 歴史	1	4	4	4	4	3	4	3	26
公民	教出	中学社会 公民 ともに生きる	3	4	4	3	4	3	4	3	25
地図	帝国	中学校社会科地図	1	4	4	4	4	3	4	4	27
数学	学図	中学校 数学 1	1	5	5	5	7	4	5	5	36
数学	学図	中学校 数学 2	2	5	5	5	7	4	5	5	36
数学	学図	中学校 数学 3	3	5	5	5	7	4	5	5	36
理科	大日本	理科の世界　1	1	4	4	3	3	3	5	4	26
理科	大日本	理科の世界　2	2	4	4	3	3	3	5	4	26
理科	大日本	理科の世界　3	3	4	4	3	3	3	5	4	26
音楽	教芸	中学生の音楽　1	1	1	2	1	1	1	1	1	8
音楽	教芸	中学生の音楽　2・3上	2	1	2	1	1	1	1	1	8
音楽	教芸	中学生の音楽　2・3下	2	1	2	1	1	1	1	1	8
器楽	教芸	中学生の器楽	1	1	2	1	1	1	1	1	8
美術	開隆堂	美術 1	1	1	2	1	1	1	1	1	8
美術	開隆堂	美術 2・3	2	1	2	1	1	1	1	1	8
保体	学研	新・中学保健体育	1	3	3	4	4	2	2	3	21
技術	開隆堂	技術・家庭　技術分野　テクノロジーに希望をのせて	1	1	2	1	1	1	1	1	8
家庭	教図	新　技術・家庭　家庭分野　暮らしを創造する	1	1	2	1	1	1	1	1	8
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 1	1	7	4	5	2	4	5	4	31
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 2	2	7	4	5	2	4	5	4	31
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 3	3	7	4	5	2	4	5	4	31
道徳	光村	中学道徳　1　きみが いちばん ひかるとき	1	4	5	6	3	6	4	8	36
道徳	光村	中学道徳　2　きみが いちばん ひかるとき	2	4	5	6	3	6	4	8	36
道徳	光村	中学道徳　3　きみが いちばん ひかるとき	3	4	5	6	3	6	5	8	37
											667

令和7年度　教師用指導書　購入予定一覧（小学校）　前期・通年用

科目	発行者名	書名	使用学年	一小 18学級	二小 19学級	三小 17学級	五小 28学級	六小 12学級	七小 17学級	九小 18学級	十小 12学級	小山小 13学級	神宝小 11学級	神宝小（特） 3学級	南町小 16学級	南町小（特） 4学級	本村小 12学級	合計
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの 2教師用指導書＜セット＞	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	12
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの 4教師用指導書＜セット＞	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	12
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの 6教師用指導書＜セット＞	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	12
保健	大日本	新版 たのしいほけん3・4年 教師用指導書 朱書編	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	12
保健	大日本	新版 たのしい保健5・6年 教師用指導書 朱書編	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	12
																		60

学校別　注文欄

令和7年度　教師用教科書　購入予定一覧（小学校）　前期・通年用

科目	発行者名	書名	使用学年	一小 18学級	二小 19学級	三小 17学級	五小 28学級	六小 12学級	七小 17学級	九小 18学級	十小 12学級	小山小 13学級	神宝小 11学級	神宝小（特） 3学級	南町小 16学級	南町小（特） 4学級	本村小 12学級	予備	合計
地図	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年	3	3	3	4	4	2	4	3	2	3	2	2	3	2	2	1	40
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの2	2	2	3	4	4	2	4	3	2	3	2	2	3	2	2	3	41
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの4	4	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	2	1	2	1	3	21
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの6	6	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	2	1	2	1	3	21
図工	日文	ずがこうさく1・2上 まるごと たのしもう	1	3	3	4	4	2	4	3	2	3	1	2	2	2	1	1	37
家庭	開隆堂	わたしたちの家庭科 5・6	5	3	3	4	5	2	4	4	2	2	2	2	3	2	2	1	41
保健	大日本	新版 たのしいほけん3・4年	3	3	3	4	4	2	4	3	2	3	2	2	3	2	2	1	40
保健	大日本	新版 たのしい保健5・6年	5	3	3	4	5	2	4	4	2	2	2	2	3	2	2	1	41
																			282

学校別　注文欄

令和7年度　教師用教科書　購入予定一覧（小学校）　後期用

科目	発行者名	書名	使用学年	一小 18学級	二小 19学級	三小 17学級	五小 28学級	六小 12学級	七小 17学級	九小 18学級	十小 12学級	小山小 13学級	神宝小 11学級	神宝小（特） 3学級	南町小 16学級	南町小（特） 4学級	本村小 12学級	予備	合計
図工	日文	ずがこうさく1・2下 まるごと たのしもう	1	3	3	4	4	2	4	3	2	3	1	2	2	2	1	1	37
																			37

令和7年度　教師用デジタル教科書（別売り版）　購入予定一覧　（中学校）

科目	発行者名	製品名	使用学年	学校別　注文欄 久留米中	東中	西中	南中	大門中	下里中	中央中	合計
国語	光村	国語指導者用デジタル教科書(教材) 1年	1	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	国語指導者用デジタル教科書(教材) 2年	2	1	1	1	1	1	1	1	7
国語	光村	国語指導者用デジタル教科書(教材) 3年	3	1	1	1	1	1	1	1	7
公民	教出	中学社会 公民 ともに生きる 指導者用デジタル教科書(教材)	3	4	4	4	4	4	4	4	28
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 1 指導者用デジタル教科書(教材)	1	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 2 指導者用デジタル教科書(教材)	2	1	1	1	1	1	1	1	7
英語	三省堂	NEW CROWN English Series 3 指導者用デジタル教科書(教材)	3	1	1	1	1	1	1	1	7
											70

令和7年度　教師用デジタル教科書（別売り版）　購入予定一覧　（小学校）

科目	発行者名	製品名	使用学年	学校別　注文欄 一小	二小	三小	五小	六小	七小	九小	十小	小山小	神宝小	南町小	本村小	合計
英語	光村	Here We Go！指導者デジタル教科書(教材)５年	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
英語	光村	Here We Go！指導者デジタル教科書(教材)６年	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
																24

教育委員会定例会資料 令和７年２月７日 指導室

東久留米市いじめ防止対策推進基本方針

第１　基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校内外におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東久留米市（以下「市」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東久留米市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態※への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第２　いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第３　いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

第４　いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

※重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第２８条による

（参考）第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

１　いじめを生まない、許さない学校づくり

学校は、児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を教育活動全体を通して進めるとともに、児童・生徒による主体的な取組への支援を通じて、豊かな情操と道徳的実践力を培い、集団の一員として責任をもって行動することの理解を促す。

２　教員の指導力の向上と組織的対応

教育委員会は、教員のいじめ問題への「鋭敏な感覚と的確な指導力」や、児童・生徒を「深く理解する能力」の向上に向けて研修の充実を図る。学校は、日頃から児童・生徒、保護者との信頼関係の構築に努め、児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、校内での情報共有に努め、被害児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

３　保護者・地域・関係機関との連携

学校、保護者、地域及び関係機関は、いじめ問題解決に向けて連携し、情報を共有する体制を構築する。保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、学校、保護者、地域、関係機関は、いじめの情報を得た場合には、速やかに相互に連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

４　いじめ問題の解決に向けた行動

児童・生徒は、集団の一員として、問題解決に向けて「主体的に取組む姿勢」をもち、閉鎖的、排他的にならず、「対等な人間関係を構築する」こと目指す。

第５　学校における取組

１　学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改訂）」やこの基本方針を参酌※し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。（法第13条）

２　組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ対策委員会を置き、いじめに関わる情報の共有化と組織的対応の核とする。（法第22条）

３　学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「継続指導」及び「重大事態への対処」の五つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

※参酌

他と比べ合わせて参考にすること。

(1) 未然防止

いじめを生まない、許さない学校づくり

ア　児童・生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任をもって行動できるような規律ある集団づくり

イ　「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の学校全体への醸成

いじめに関する教員・児童・生徒の理解を深める

ウ　「いじめに関する授業」の年３回の実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成

エ　いじめの問題の理解と対応に関わる年３回の校内研修等を通じた教職員の資質の向上

オ　児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進

インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

カ　インターネットを通じて行われるいじめを防止し、これに効果的に対処することができるようにするための児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動

児童・生徒の取組を支える

キ　児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進

ク　学校の教育活動全体を通じた、教員と児童・生徒との信頼関係の構築

ケ　家庭訪問、教育相談や面談などを通じた家庭との緊密な連携・協力及び、問題発見への努力

コ　特に配慮を要する児童・生徒（特別な支援を要する児童・生徒、ＬＧＢＴ、外国につながる児童・生徒等）への理解促進

(2) 早期発見

教職員一丸となった組織的対応

ア　各学期に１回の定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備

イ　スクールカウンセラーによる、小学校第５学年及び中学校第１学年全員を対象とした個別面接の実施

ウ　保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備

エ　いじめあるいはその兆候を発見した教員による上司及び学校いじめ対策委員会への報告

オ　行動記録や定例会議等による、いじめに関する情報の学校いじめ対策委員会並びに教職員全体との確実な共有

カ　いじめの事実を早期に学校、家庭及び関係機関等に知らせることを促す指導の実施

(3) 早期対応

いじめの解決に向けた行動

ア　いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織対応

イ　いじめた児童・生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度による指導

ウ　いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにする指導の徹底
エ　いじめられた児童・生徒の保護者との面談や実態に応じた支援及び助言
オ　いじめた児童・生徒の保護者との面談や実態に応じた協力要請及び助言
カ　いじめの状況に応じ、関係児童・生徒の保護者による協議の場の設定
キ　いじめが発生した学級等の保護者に対する、個人情報に十分配慮した上での、速やかな事実関係等の説明及び解決に向けての協力要請

いじめられた児童・生徒を守る

ク　いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず他の集団の誰かに相談することを促す指導の促進
ケ　いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
コ　いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

徹底した対応

サ　関係機関や専門家等との相談・連携
シ　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との相談など

(4) 継続指導

いじめが解消するまで支える

ア　「いじめの指導状況管理一覧」シート※を活用した、記録等に基づくきめ細かな指導と継続的な対応による再発防止
イ　「いじめの指導状況管理一覧」シート及び不登校の「個別支援シート」を活用し、重大事態か否かの判断を行うとともに、いじめ問題に関連した調査を必要に応じて実施し、指導や再発防止に活用
ウ　被害児童・生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が３カ月以上継続し、かつ、被害児童・生徒自身並びに保護者が心身の苦痛を感じていないと確認できるまで指導を継続
エ　指導を継続している期間中における、いじめの加害及び被害の児童・生徒双方との定期的な面談等による改善状況の把握

(5) 重大事態への対処

事実を明らかにする姿勢

ア　いじめられた児童・生徒の安全の確保
イ　いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
ウ　関係機関や専門家等との相談・連携
エ　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

※「いじめの指導状況管理一覧」シート
本市立小・中学校において、いじめの認知、その後の状況等を把握し、組織的に対応するための管理用シート。いじめの把握からその後の指導の経緯を記録する。指導状況を校内で共有するとともに、毎学期末に教育委員会に提出し、指導状況の共通理解を図っている。

オ　いじめた児童・生徒の指導、人権上の配慮及び保護
カ　全ての児童・生徒に対する指導・心理的援助
キ　重大事態発生についての教育委員会への報告
ク　重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力
ケ　重大事態の調査結果についての市長が行う調査（再調査）への協力

第６　市における取組

１　東久留米市いじめ問題対策連絡協議会の設置（条例第９条）

市は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「東久留米市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

・教育委員会又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
・その他、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

２　東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置（条例第10条）

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識及び経験を有する者から構成される「東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。

東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会は、重大事態が発生した場合には、調査を行い、事実関係の究明を行う。調査の客観性や信頼性を確保するため、いじめを受けた児童・生徒の保護者の要請により推薦する者を委員に加える。

主な所掌事項は以下のとおりである。

・いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
・学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整、解決
・教育委員会が行ういじめの防止等のための対策への支援
・学校において重大事態が発生した場合における、学校や教育委員会の関わりや責任を含めた事実関係を明確にするための調査並びに報告書の作成

３　東久留米市いじめ問題調査委員会の設置（条例第11条）

学校で重大事態が発生し、条例第10条第４に基づき教育委員会が調査した結果又は基本方針第５条第３項（５）に基づき学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「東久留米市いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査を行うことができる。

４　教育委員会によるいじめ防止等に関する具体的な取組

(1)学校への支援

学校と共にいじめの問題に取り組み、学校訪問等を通じて、いじめ防止等の取組に関する指導・助言を行う。また、いじめの件数の多寡によって学校や学級に課題があるというとらえ方をせず、日常的な学校の取組の重要性を周知する。

(2) いじめの実態把握

各学校におけるいじめに関わる指導状況を「いじめの指導状況管理一覧」シート等により把握し、学校に対して指導・助言を行う。

(3) 相談及び受け入れ体制の整備

いじめ防止に関する啓発活動を進めるとともに、いじめに関する通報及び相談を来所、電話及びメールなどで受ける窓口や体制を整備し、児童・生徒及び保護者等に周知する。

(4) 関係機関等と連携した取組の推進

民生・児童委員、こども家庭センター、警察、児童相談所、児童館、学童保育所、福祉機関や医療機関、その他の関係機関などと、定期的に情報共有の機会を設けるとともに、日常的な情報共有を推進する。

(5) 重大事態への対処

東久留米市教育委員会又は学校は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」を認めた段階又は児童・生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった時は、「重大事態」が発生したものとして対応を開始する。

(6) 教職員の資質能力の向上

具体的な事例の活用等により、いじめの問題の理解と対応について、経験年数や職層に応じた研修を実施する。また、必要に応じ、学校の実態やいじめの事例に基づき個別に指導・助言を行う。

いじめに関わる指導資料等の活用の推進を図る。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

警察、関係団体等と連携した生活指導主任会などで具体的な対策などを情報交換する。また、情報教育支援員を学校に派遣し情報モラル教育を支援する。

(8) 啓発活動

いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

(9) いじめ防止等のための調査研究の実施

いじめ防止等のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及する。

第７　保護者の責務

保護者には、いじめの定義を教育委員会、学校と共有し、その保護する児童・生徒の健全な育成に向けて、必要な対応を行うよう期待する。そのため、次の内容について、教育委員会、学校が協働し、保護者に周知し、協力に努めることを求める。

(1) 保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う。

(2) 保護する児童・生徒がいじめを行った疑いがある場合には、学校や関係機関と協力しながら、事態

の解明に努める。

(3) 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護する。

(4) 市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

第８　その他

１　市は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

２　この基本方針に定めるもののほか、この基本方針の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この方針は、平成２７年４月１日から施行する。

この方針は、平成３０年４月１日に一部改定し、施行する。

この方針は、令和６年12月25日に一部改定し、施行する。

東久留米市いじめ防止対策推進基本方針新旧対照表

※　文言等の微修正を除き、主な改定内容を記載

改定後	現　行
第４　（現行のとおり） 　いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。 　とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。	第４　いじめ問題への基本定な考え方 　いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市と学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。 　とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。
第５　（現行のとおり）	第５　学校における取組
３（５）　（現行のとおり） 　アからキまで（現行のとおり）	３（５）　重大事態への対処 　アからキまで（略）
３（５）ク　重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力	３（５）ク　重大事態に係る事実関係を明確にするための教育委員会が行う調査への協力
ケ　重大事態の調査結果についての市長が行う調査（再調査）への協力	
第６　（現行のとおり）	第６　市における取組
４（１）　（現行のとおり） 　学校と共にいじめの問題に取り組み、学校訪問等を通じて、いじめ防止等の取組に関する指導・助言を行う。また、いじめの件数の多寡によって学校や学級に課題があるというとらえ方をせず、日常的な学校の取組の重要性を周知する。	４（１）　学校への支援 　学校訪問等を通じて、いじめ防止等の取組に関する指導・助言を行う。また、いじめの件数の多寡によって学校や学級に課題があるというとらえ方をせず、日常的な学校の取組の重要性を周知する。
４（５）　（現行のとおり） 　東久留米市教育委員会又は学校は、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」を認めた段階又は児童・生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった時は、「重大事態」が発生したものとして対応を開始する。	４（５）　重大事態への対処 　東久留米市教育委員会は、児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害があった」という申し立てがあった時は、「重大事態」が発生したものとして、次の対応を行う。 ア　初期調査の実施 　（略） イ　関係諸機関への協力要請 　（略）
第８　その他 １　市は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。 ２　この基本方針に定めるもののほか、この基本方針の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。	第８　その他 　市は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

令和６年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について（小学校）

教育委員会定例会資料
令和７年２月７日
指導室

全国（令和4年度）　　東京都（令和6年度）-------　東久留米市（令和6年度）――――
全国（令和4年度）の値を50としたときの比較

小学校１年男子

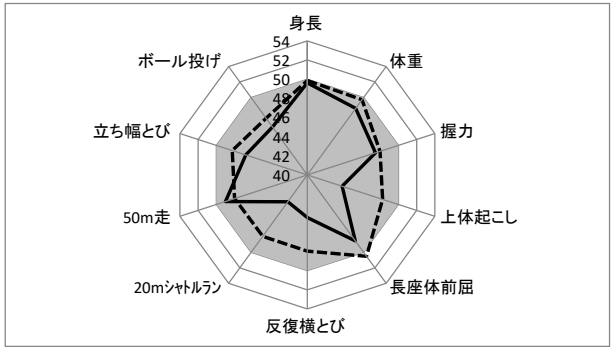

小学校２年男子

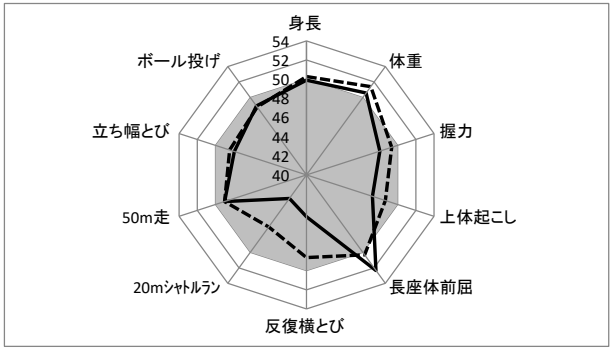

小学校３年男子

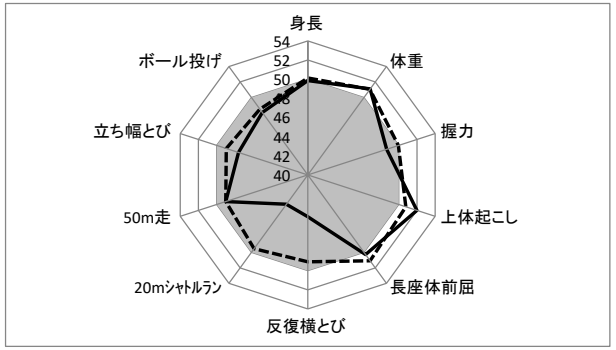

小学校１年女子

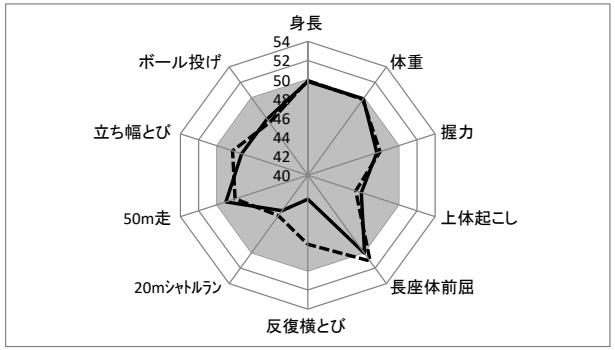

小学校２年女子

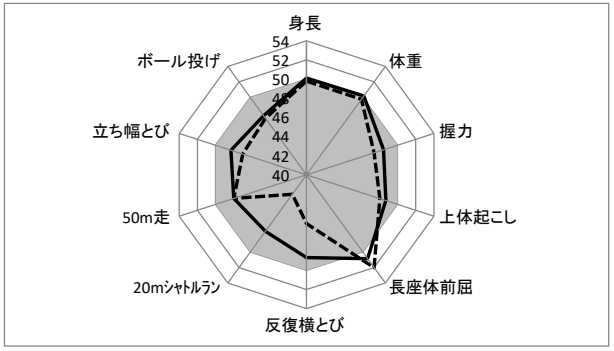

小学校３年女子

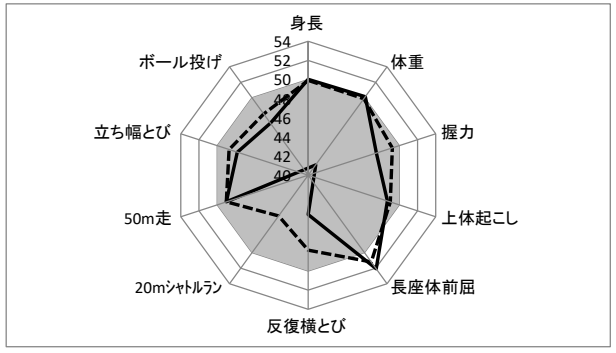

●長座体前屈（柔軟性）は、他の項目に比べて、東京都の値よりも高い学年及び性別が多い（１年男女、２年女子、３・５年男子を除く）。このことは、体育の授業における体つくり運動、器械運動、陸上運動、表現運動での取組の積み重ねによるものと考えられる。
●ボール投げ（巧緻性）は、東京都の値に比べて、２・５年女子及び６年男子の値が高い。このことは、体育の低・中学年のゲーム領域及び高学年のボール運動領域において、コートやルールを工夫して児童のボールに触れる回数を増やす取組や、ゴール前の攻防場面に焦点を当てた練習が行われたため、児童がボールに親しむことができたためであると考えられる。
●20ｍシャトルラン（全身持久力）は、東京都の値に比べて、２・４年女子の値が高い一方で、３年男女は共に差が大きい。意識調査の設問10「運動やスポーツをするときは、１日にどのくらいの時間しますか。」（体育の授業を除く）において、「30分未満」と回答した児童が男子21.7%、女子31.0%と最も多い学年であるため、体育の授業だけでなく、運動習慣の定着が課題であると考えられる。

全国（令和4年度）　　東京都（令和6年度）--------　東久留米市（令和6年度）————
全国（令和4年度）の値を50としたときの比較

小学校４年男子

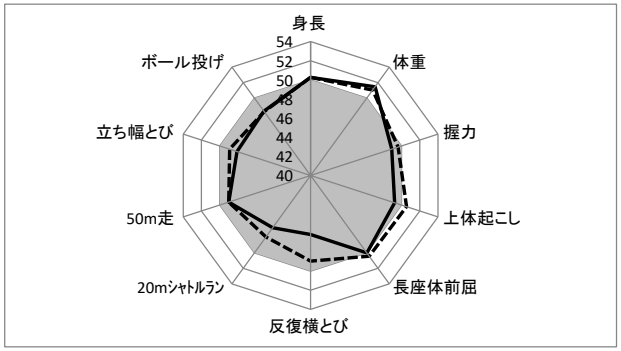

小学校５年男子

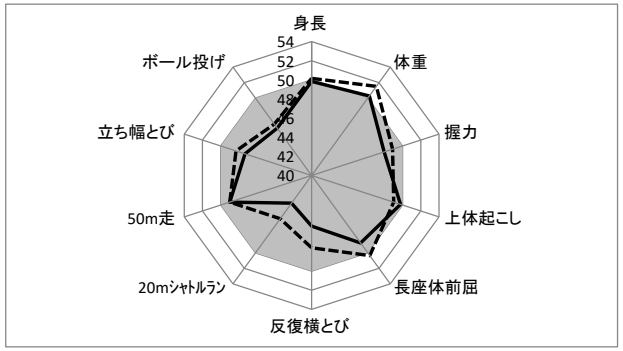

小学校６年男子

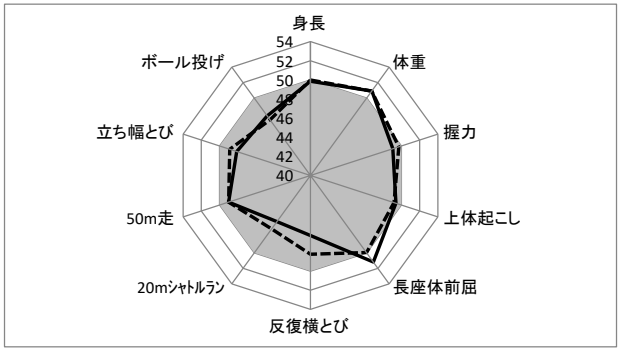

小学校４年女子

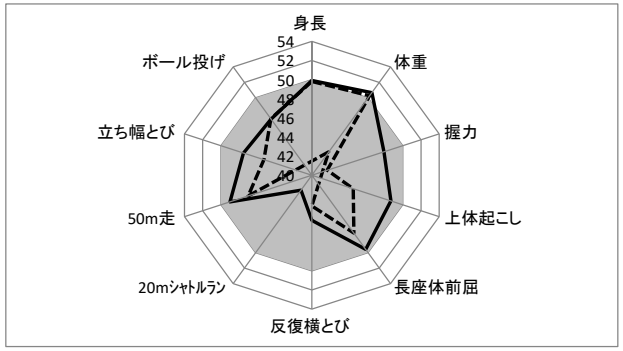

小学校５年女子

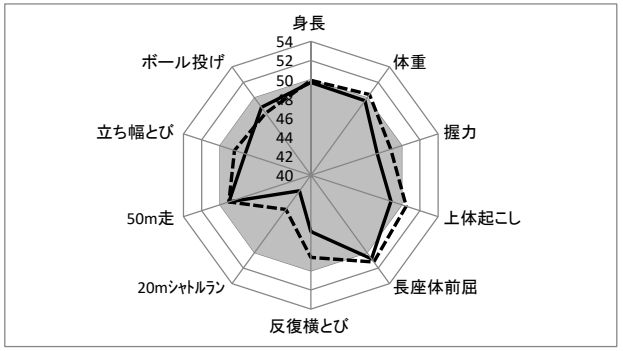

小学校６年女子

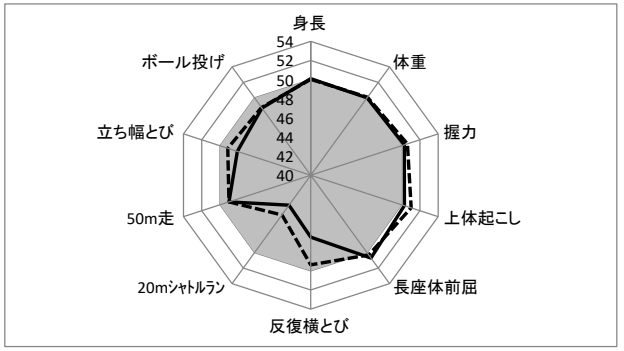

令和６年度　「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について（中学校）

全国（令和4年度）　東京都（令和6年度）　東久留米市（令和6年度）
全国（令和4年度）の値を50としたときの比較

中学校１年男子

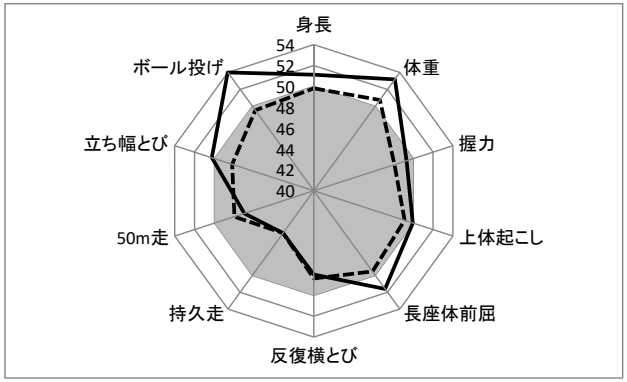

中学校２年男子

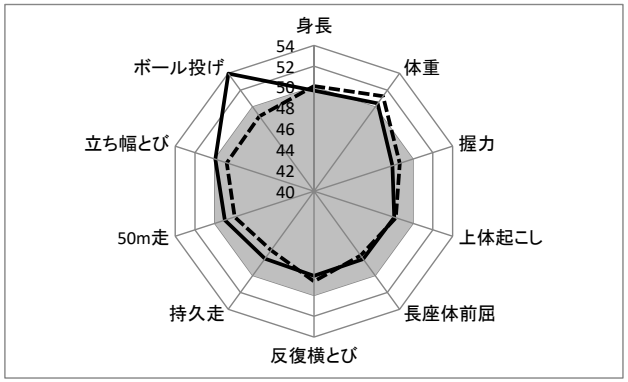

中学校３年男子

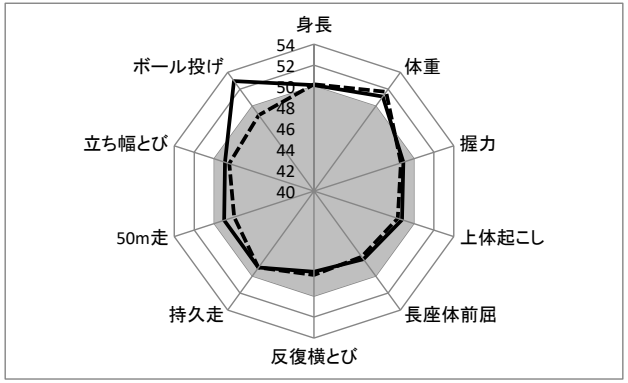

中学校１年女子

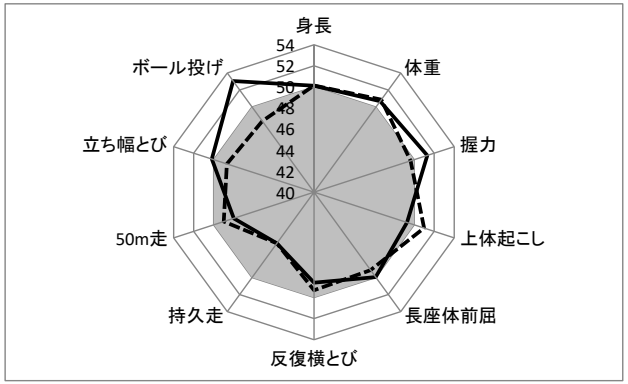

中学校２年女子

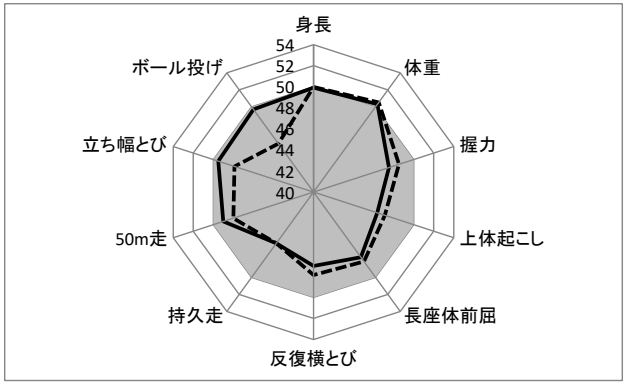

中学校３年女子

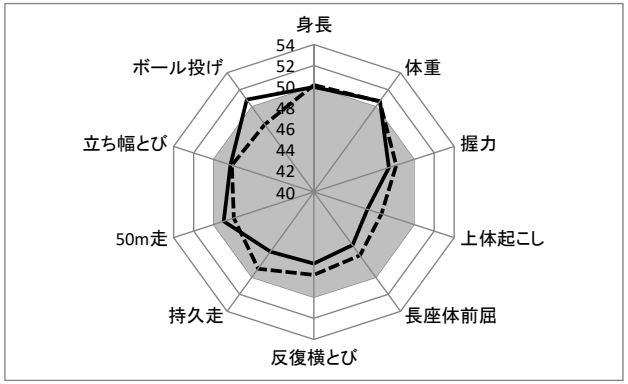

●昨年度から引き続き、ボール投げ（巧緻性）は、東京都の値に比べて、すべての学年及び性別の値が高い。また、立ち幅跳び（瞬発力）も、東京都の値に比べて、すべての学年及び性別の値が高い。このことは、保健体育科の授業における球技領域や陸上運動領域等の取組により、運動特性の「力強さ」と「タイミングの良さ」が育まれているとともに、運動部活動や授業以外の体力向上の取組による成果と考えられる。

●すべての学年の女子は、東京都の値よりも低い項目が３項目以上ある。意識調査において、「保健体育の授業は楽しいと思いますか」の設問に対して「思う」と回答した割合は５割を下回り、男子との差が15ポイント以上ある。本設問の「思う」の回答割合が高いほど、体育授業以外の運動時間も増加する傾向にあり、意識向上を見越した、更なる授業改善が必要である。